

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あむ（以下「法人」という。）の定款第8条及び第13条第10項の規定に基づき、役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 理事（但し、法人の職員を除く）
- (2) 監事
- (3) 評議員（但し、法人の職員を除く）

(役員等の報酬)

第3条 役員等の報酬は次の各号に掲げる業務1回につき、3,000円を支払う。但し、各号の業務を同日に複数回行った場合であっても報酬は1回分とする。

- (1) 定款9条に規定する理事会に出席した場合
- (2) 定款11条に規定する監査を行った場合
- (3) 定款13条に規定する評議員会に出席した場合
- (4) その他、前各号に掲げる事項に関わる会議等に出席した場合

附 則

この規程は、平成27年11月1日より適用する。